

## JCB法人使用者WEB入会サービス利用特約(JCB法人力カードステーション用)

### 第1条(本特約の目的、サービス内容等)

1. 本特約は、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社およびJCBを併せて「両社」という。）が、両社所定の「会員規約（大型法人用）」（以下「会員規約」という。）の適用を受ける法人会員（以下「本法人会員」という。）のうち、両社所定の「JCB法人力カードステーション利用規定」（以下「原規定」という。）に定める「JCB法人力カードステーション」を利用する法人等に対して提供する、「JCB法人使用者WEB入会サービス」（以下「本サービス」という。）の利用に関する条件等や同サービスを利用する本法人会員に対して適用される事項等について定めるものです。
2. 本サービスは、会員規約の定めにかかわらず、カードの使用者として指定された方にかかる入会申込手続きを、入会申込書の提出によらず、当社所定のWEBサイトを通じて行なうことが可能となるサービスです。
3. 本サービスをご利用いただくためには、会員規約および原規定ならびにこれらに付随する規定、特約等（以下、併せて「会員規約等」という。）のみならず、本特約の全ての規定を承認し遵守していただく必要があります。特に本特約第6条（申込対象者からの同意取得等）は重要な規定であり、本サービスをご利用いただく場合、本法人会員には、本件入会申込みの都度、同条第1項各号の措置を行なったうえで、お申込みください。

### 第2条(用語の定義)

1. 本特約におけるそれぞれの用語の定義は以下のとおりとします。
  - (1) 「管理責任者」とは、会員規約に定められる「管理責任者」をいう。
  - (2) 「管理責任者指定社員」とは、本法人会員または管理責任者によって選定された本サービスの担当者をいう。
  - (3) 「本件入会申込み」とは、本サービスを利用して、カードの使用者として指定された方にかかる入会申込みを行うことをいう。
2. 前項のほか、本特約における用語の定義は、本特約で特に定めない限り、会員規約等に従うものとします。

### 第3条(利用登録)

1. 本サービスの利用を希望する本法人会員は、本特約を承認したうえで、両社所定の方法により両社に申請（以下「利用申請」という。）するものとします。なお、本法人会員が保有するカードであっても、両社所定の一部のカードについては、利用申請ができない場合や、利用申請ができる場合、本サービスの利用ができない場合または本サービスの利用に制限がある場合があります。
2. 両社と本法人会員の間に、カードの発行にかかる契約（以下「カード発行契約」という。）が複数存在する場合、本法人会員は、当該契約ごとに利用申請を行うものとします。但し、原規定第3条第4項で定める「おまとめログイン管理」を利用している場合はこの限りではありません。
3. 両社は、第1項の利用申請を承認した場合は、両社所定の方法によりその旨を本法人会員に対してJCB法人力カードステーション上での本サービスの画面表示をもって通知します。両社が利用申請を承認した場合、原規定第3条に基づき「JCB法人力カードステーション」用のログインIDおよびパスワードとして発行されたID・パスワードが、本サービスを利用するための管理責任者用のログインIDおよびパスワード（以下「管理責任者用ID・PW」という。）を兼ねるものとし、管理責任者が「JCB法人力カードステーション」にログインすることにより、本サービスにもログインするものとします。
4. 本法人会員または管理責任者が管理責任者指定社員を指定した場合、本法人会員は、管理責任者をして、本サービスのWEBサイト（以下「本WEBサイト」という。）上で、両社所定の方法で、管理責任者指定社員用のログインIDおよびパスワード（以下「管理責任者指定社員用ID・PW」という。）の発行手続を行なうものとします。なお、両社は、管理責任者指定社員用ID・PWを発行する場合、原規定に定める登録メールアドレス宛て電子メールを送信する方法で管理責任者に通知するものとします。ただし、管理責任者指定社員用ID・PWの通知は別の電子メールに分けて行います。
5. 本法人会員は、管理責任者用ID・PWおよび管理責任者指定社員用ID・PWがカード発行契約ごとに発行されるものであること、したがって、カード発行契約が複数ある場合でも、これらのログインIDおよびパスワードを他のカード発行契約のために利用することはできないことを確認するものとします。
6. 本法人会員は、管理責任者および管理責任者指定社員をして、管理責任者用ID・PWおよび管理責任者指定社員用ID・PW（なお、両社所定の手続によりログインIDまたはパスワードが変更された場合は変更後のものを指す。以下同じ。）を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理させるものとします。その他、管理責任者用ID・PWおよび管理責任者指定社員用ID・PWの取扱いに関しては、本特約に反しない限りにおいて、原規定第6条（本サービスの利用方法）および第7条（IDおよびパスワードの管理）が準用されるものとします。なお、管理責任者指定社員用ID・PWの取扱いに関しては、管理責任者指定社員は、原規定に定める「管理責任者等」に含まれるものとして、原規定第6条および第7条に定める義務を負うものとします。

### 第4条(管理責任者および管理責任者指定社員)

1. 本法人会員は、管理責任者に対し、本法人会員を代理して、本件入会申込み、管理責任者指定社員の指定および監督、各種ログインIDおよびパスワードの取扱い、カードおよびカード番号の送付および通知の受領、暗証番号の取扱い、その他本サービスに関連する一切の行為を行う権限を付与するものとします。
2. 本法人会員は、管理責任者指定社員に対し、管理責任者の指示に従って本サービスに関する業務を行う権限を付与するものとします。
3. 本法人会員は、自己の責任で管理責任者および管理責任者指定社員に対する管理監督を行うものとし、本サービスに関連して管理責任者および管理責任者指定社員が行った行為につき一切の責任を負うものとします。両社は、管理責任者および管理責任者指定社員の選任、ならびに管理責任者および管理責任者指定社員が行った一切の行為に関して、一切の責任を負わないものとします。

### 第5条(本件入会申込みの手続等)

1. 本法人会員は、本件入会申込みを行う場合には、次条第1項各号に定める措置を事前に行ったうえで、管理責任者および管理責任者指定社員をして、以下に定める方法によりこれを行なうものとします。この場合、カード使用者としての入会申込手続において、会員規約（支払責任および管理責任者）に定める入会申込書（紙媒体）ならびにこれに対する署名および届出印の捺印は不要とします。
  - (1) 本件入会申込みにあたっては、以下のいずれかの方法で、カードの使用者として法人会員等により指定された方（以下「申込対象者」という。）の両社所定の情報（以下「申込対象者情報」という。）を両社に届け出るものとします。
    - ① 管理責任者自身が本WEBサイトにて両社所定の方法で申込対象者情報を入力する方法
    - ② 両社所定の形式で作成した申込対象者情報のファイルを管理責任者自身が両社所定の方法で本WEBサイトへアップロードする方法
    - ③ 管理責任者指定社員が本WEBサイトにて両社所定の方法で申込対象者情報を入力し、管理責任者が本WEBサイトにて両社所定の方法で該入力内容を承認する方法
  - (2) 前号のいずれの方法の場合であっても、本法人会員は管理責任者および管理責任者指定社員をして、申込対象者情報の正確性について十分な確認を行なうものとします。万が一両社に届け出た申込対象者情報に誤りがあった場合には、当該誤りによって生じた事象やこれによって生じた損害については本法人会員が一切の責任を負うものとします。
2. 両社は、前項に基づく本件入会申込みその他の本サービスにかかる手続が、両社の発行した本法人会員の管理責任者用ID・PWを用いて本WEBサイトにログインした状態で行われたものであることを確認することをもって、当該手続が本法人会員により真正に行なわれたものとみなすものとし、本法人会員はこれに同意するものとします。
3. 両社は、本件入会申込みを承認した場合でも、カード使用者に対してカードおよびカード番号を直接送付および通知せず、管理責任者に対して郵送の方法でこれらを送付または通知するものとし、本法人会員はこれに同意するものとします。本法人会員は、管理責任者をして、カードまたはカード番号の通知が封入された封書を開封せずに、各カード使用者に交付させるものとします。

### 第6条(申込対象者からの同意取得等)

- 1.本法人会員は、本件入会申込みを行うにあたり、事前に申込対象者との間で、以下の全ての措置を行うものとします。
  - (1)申込対象者に対して、合理的な方法により、以下の全ての事項を説明すること。
    - ①申込対象者が本法人会員によりカードの使用者として指定されたこと
    - ②本法人会員が申込対象者についてカード使用者としての入会申込み手続を行うこと
    - ③申込対象者が、本法人会員に対し、上記②の入会申込み手続に際して申込対象者に代わって申込対象者の氏名、性別、生年月日、所屬部署、役職名、社員番号、その他の両社所定の情報を両社に引き渡すことを委託すること
    - ④上記③の委託に基づき、本法人会員が、上記②の入会申込み手続に際して申込対象者の情報を両社に引き渡すこと
    - ⑤申込対象者およびカード使用者に、個人情報の取り扱いに関する条項を含む、会員規約が適用されること
  - (2)申込対象者から、合理的な方法により、前号②から⑤までの全ての事項について同意を取得すること。
- 2.本法人会員は、本件入会申込みを行う時点において、両社に対して、申込対象者について、前項各号の措置を全て行っていることを表明し保証するものとします。本サービスに関連して、本法人会員が申込対象者として両社に届け出た方またはカード使用者との間に紛議が生じた場合には、本法人会員が一切の責任を負うものとし、本法人会員の責任と費用でこれを解決するものとします。

#### 第7条（暗証番号等）

- 1.本法人会員は、本件入会申込みを行う場合、カードまたはカード番号にかかる暗証番号については、申込対象者本人に指定させなければなりません。
- 2.本法人会員は、管理責任者および管理責任者指定社員が、前項の暗証番号を知り得る立場にあること、および管理責任者が、カードまたはカード番号の送付または通知を受ける立場にあることを確認するものとし、管理責任者および管理責任者指定社員に対して、暗証番号およびカードまたはカード番号の管理につき善管注意義務を課す等、これらの不正利用を防止するために必要な措置（以下「不正利用防止措置」という。）を講ずるものとします。ただし、カード発行契約において発行されるカードまたはカード番号につき暗証番号の設定が不要な場合、暗証番号については不正利用防止措置の対象外とします。

#### 第8条（会員規約等との関係）

- 1.本法人会員は、本サービスがJCB法人力ドステーションに付随するサービスであり、本特約およびサービスの性質、内容等に反しない限り、本サービスには、原規定の規定（本特約で明示するもののほか、遵守事項、知的財産権等、法人会員等に対する通知、準拠法および合意管轄の定めを含むが、これらに限られない。）が準用されることを確認し、承諾するものとします。
- 2.前項のほか、本特約に定めのない事項については、会員規約等の規定が準用されるものとします。また、会員規約等の適用および準用にあたって、本特約の違反は、会員規約等の違反と同様に取り扱われるものとします。なお、会員規約等と本特約の内容が相違する場合、本特約が会員規約等に優先して適用されるものとします。
- 3.前二項に基づき会員規約等の規定が準用される場合、本サービスの性質、内容等を踏まえ、合理的な読み替えをするものとします。

#### 第9条（個人情報等の取扱い）

- 1.本法人会員は、両社が本法人会員の届け出た本法人会員に関する情報（法人名、所在地、代表者名、連絡先電話番号、登録メールアドレス等）ならびに管理責任者および管理責任者指定社員に関する情報（氏名、部署、連絡先電話番号等）、ならびに本サービスの利用に関する一切の情報（これらを総称して、以下「本法人会員関連情報」という。）につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することを承諾するものとします。
  - (1)本サービスの提供、その他本特約に基づく業務
  - (2)宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内
  - (3)統計資料などの作成、利用等（ただし、個別の法人および個人が特定できない状態とするものに限る。）
- 2.管理責任者および管理責任者指定社員は、自己に関する情報が前項に従い利用されることについて承諾するものとします。
- 3.両社は、自己の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、本法人会員関連情報を当該業務委託先に預託できるものとする。

#### 第10条（免責、サービスの一時停止・中止およびサービスの終了）

本サービスに関する両社の責任、サービスの一時停止・中止およびサービスの終了については、原規定第12条（免責）、第13条（本サービスの一時停止・中止）および第15条（本サービスの終了）が準用されます。

#### 第11条（利用登録の抹消）

- 1.本法人会員は、両社所定の方法で申請することにより、本サービスの利用登録を抹消することができるものとします。
- 2.両社は、本法人会員が次のいずれかに該当する場合（管理責任者または管理責任者指定社員が該当する場合も含む。）、事前の通知および催告なくして本法人会員にかかる本サービスの利用登録を抹消し、本法人会員に発行した各種ログインIDを無効とすることができます。
  - (1)本法人会員の資格を喪失した場合
  - (2)JCB法人力ドステーションの利用登録が抹消された場合
  - (3)本特約のいずれかに違反した場合
  - (4)両社に対し虚偽の申請をした場合
  - (5)本サービスの利用に際し必要とされる債務支払または義務の履行を行わなかった場合
  - (6)本法人会員、本法人会員の役員・顧問・従業員または本法人会員を実質的に支配もししくは本法人会員の経営に影響力行使できる者が暴力団員等に該当することが判明した場合
  - (7)本法人会員、本法人会員の役員・顧問・従業員または本法人会員を実質的に支配もししくは本法人会員の経営に影響力行使できる者が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行った場合
  - (8)その他両社が本サービスの提供を受ける者として不適当と判断した場合
- 3.両社は、利用登録の抹消に起因または関連して生じた本法人会員、管理責任者および管理責任者指定社員の損害等について、一切責任を負わないものとします。

#### 第12条（本特約の改定）

本特約の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）が準用されます。

※カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「当社またはJCB」をJCBと読み替えるものとする。  
(VCN02 · 20260331)